

# 公益社団法人七尾市体育協会

## 表彰規程施行細則

### 公益財団法人石川県体育功労賞

- ① 被表彰者は、七尾市体育協会の加盟団体の役員として、次のいずれかに該当するものであること。
  - (ア) 過去10年間以上継続して、会の運営に功労のあった者。
  - (イ) 指導者として過去10年間以上継続して、選手の養成に功績のあった者。
  - (ウ) 七尾市体育協会功労賞を受賞している者であること。
  - (エ) 50歳以上の者であること。
- ② 推薦人員は、競技団体より1名以内とする。
- ③ 推薦方法は、七尾市体育協会の加盟団体において、それぞれ長を含めた3名以上の推薦委員によって選考し、推薦書を提出する。
- ④ 表彰は石川県民体育大会夏季大会の開会式にて、石川県体育協会から受賞される。

### 附 則

この規程は、平成26年6月27日から施行し、平成26年4月1日から適用する。